

(第1面)

産業廃棄物処分業許可申請書

令和 ○年 ○月 ○日

仙台市長 ○○ ○○ 殿

申請者 〒980-8671

住 所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

氏 名 株式会社ジギョウゴミ

代表取締役 理才 来

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 022-XXXX-XXXX

・中間処理の場合には処理の方法(破砕・焼却等)毎に処理する産業廃棄物の種類を記入

・産業廃棄物の種類については手引き掲載の表を参照

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、申請書及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

中間処理(脱水)
汚泥(判定基準に適合しないものを除く。)

事務所及び事業場の所在地
複数ある場合には全て記入

事務所 〒
申請者住所に同じ
電話番号
事業場 〒XXX-XXXX
仙台市青葉区二日町 X-X
電話番号 XXX-XXXX-XXXX

事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けていない場合は、その旨を記載すること。))

施設の種類 脱水施設(固定式1施設)
設置場所 事業場住所に同じ
設置年月日 令和○年○月○日
処理能力 8m³/日(8時間)(1m³/時間)

・設置年月日は使用前検査済通知書又は工事完了検査済通知書の通知年月日を記載

・移動式処理施設の場合は設置場所を「仙台市内一円(排出現場内に限る。)」とし駐機場所を記載

・許可を有する施設の場合は許可年月日、許可番号を記載

・処理能力は一日当たりの処理能力、稼働時間及び時間当たりの処理能力を記載

・汚泥の保管は行わない
・脱水後汚泥の保管
保管場所 事業場住所に同じ
保管面積 ○○m²
保管する産業廃棄物の種類 汚泥
保管上限及び積み上げの高さ ○m
詳細は別紙

施設の処理方式 スクリュープレス式圧力脱水処理
構造及び設備の概要 別紙図面のとおり

(日本産業規格 A列4番)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名		許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	〇〇県		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	
		住 所	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	
かぶしきがいしゃじぎょうごみ 株式会社ジギョウゴミ		仙台市青葉区国分町三丁目7番1号	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	
		住 所	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	
		役 職 名・呼 称	
		住 所	
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	
		役 職 名・呼 称	
		住 所	
りさい くる 理 才 来	昭和〇年〇月〇日	仙台市宮城野区▽▽▽▽▽▽▽	
	代表取締役	仙台市宮城野区▽▽▽▽▽▽▽	
かんきょう よいね 観 京 良 音	平成△年△月△日	東京都千代田区××××××××	
	取締役	宮城県多賀城市◇◇◇◇◇◇◇◇	

登記事項証明書に記載された役員のほか、
相談役、顧問等も含む

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)				
発行済株式の 総数	10,000株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所
かぶしがいしゃふつかまち 株式会社ツツ カマチ		2,000株	仙台市若林区◆◆◆◆◆	
		20%		
令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍		
	役 職 名・呼 称	住 所		
かんきょう たいさく 観京 泰作	昭和10年0月0日	東京都千代田区××××××××		
	仙台支店長	仙台市太白区◇◇◇◇◇◇◇◇		
備考				
1 ※の欄は記入しないこと。				
2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。				
3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。				
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。				
※手数料欄				

(第1面)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	
令和 ○年 ○月 ○日	
仙台市長 ○○ ○○ 殿	
申請者 〒980-8671 住 所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 氏 名 株式会社ジギョウゴミ 代表取締役 理才 来 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 022-XXXX-XXXX	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	令和 ○年 ○月 ○日 第 XXXXXXXXXXXX 号
収集運搬業・処分業の区分	処分業
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分する方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	事業の区分 中間処理(焼却、破碎) 産業廃棄物の種類 焼却処理 木くず 破碎処理 廃プラスチック類 ・変更後の全ての内容について記入 ・その他記載例①-1を参照
変更の内容	廃プラスチック類の破碎処理の追加
変更理由	業務拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	施設の種類の種類及び数量 破碎施設(固定式1施設) 設置場所 事業場住所に同じ 設置年月日 令和○年○月○日 処理能力 6 t/日(750 kg/時間×8時間) 許可年月日 令和○年○月○日 許可番号 仙台市(R○環資事)指令第○号 記載例①-1を参照
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	施設の処理方式 横一軸型回転剪断式 構造及び設備の概要 別紙図面のとおりに
※ 事務処理欄	

※第2面・第3面については記載例①-1を参照

(日本産業規格 A列4番)

事業計画の概要を記載した書類

1. 全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

仙台市内の〇〇製造工場等から発生する汚泥を、脱水機で含水率85%以下に脱水する。
脱離液は生物処理を行い、下水道に放流し、脱水ケーキは〇〇に委託して最終処分を行う。

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	産業廃棄物 （特別管理 産業廃棄物） の種類	処分方法	処分量 （t/月又はm ³ /月）	備 考	
				性 状	予定排出事業場の名称 及び所在地
1	汚泥	脱水	50 m ³ /月	泥状	〇〇区〇〇丁目〇-〇 (株)〇〇〇〇
2			30 m ³ /月	泥状	△△区△△丁目△-△ △△△△(株)
3			20 m ³ /月	泥状	▲▲区▲▲丁目△-▲ △▲▲△(株)
4			10 m ³ /月	泥状	〇〇区〇△丁目〇-〇 (株)〇△〇△
5			10 m ³ /月	泥状	△△区▲△丁目▲-△ 〇△□(株)
6					
7					

備考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。

3. 施設の概要（中間処理施設）															
処理施設の種類	スクリーンプレス式加圧脱水機														
設置場所	仙台市青葉区国分町三丁目7-1														
設置年月日	令和〇年〇月〇日														
処理能力	8 m ³ /日（8時間）（1 m ³ /時間）														
廃棄物の種類	汚泥														
処理施設の処理方式 及び設備の概要	〔スクリーンプレス式脱水機（〇〇社A B 400）〕 - スクリーンプレス式加圧脱水処理 前処理後の汚泥をスクリーンコンベアの回転により前方に送りながら、回転刃と壁面の間で加圧し脱水する。 - 主要設備 <table> <tr> <td>自動スクリーン</td><td>1組（2台）</td></tr> <tr> <td>調整槽</td><td>40 m³</td></tr> <tr> <td>浮上分離槽</td><td>30 m³</td></tr> <tr> <td>凝集沈殿槽</td><td>30 m³</td></tr> <tr> <td>汚泥濃縮槽</td><td>30 m³</td></tr> <tr> <td>脱水機</td><td>1 m³/時間</td></tr> <tr> <td>ホッパ</td><td>3 m³</td></tr> </table> ※詳細は別紙処理工程表及び図面のとおり	自動スクリーン	1組（2台）	調整槽	40 m ³	浮上分離槽	30 m ³	凝集沈殿槽	30 m ³	汚泥濃縮槽	30 m ³	脱水機	1 m ³ /時間	ホッパ	3 m ³
自動スクリーン	1組（2台）														
調整槽	40 m ³														
浮上分離槽	30 m ³														
凝集沈殿槽	30 m ³														
汚泥濃縮槽	30 m ³														
脱水機	1 m ³ /時間														
ホッパ	3 m ³														
環境保全設備の概要	- 脱臭装置 化学脱臭3基（40 m³/分） 活性炭脱臭3基（40 m³/分） 処理能力 50 m³/日 - 排水処理設備 調整槽、好気性曝気槽、嫌気槽、沈殿槽、中和槽、放流槽 ※詳細及びその他の対策については、設備一覧及び図面のとおり														

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

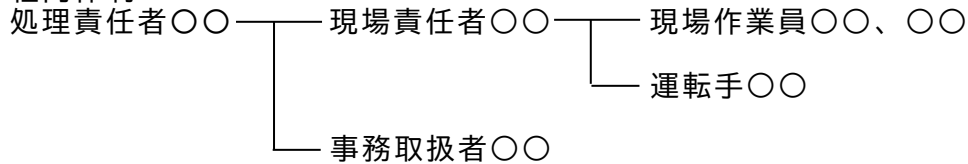
ア 処理の概要

搬入された汚泥を受入槽に投入する。スクリーンで夾雑物を取り除いた後に凝集剤を添加する。スクリーンプレス式脱水機で、加圧脱水し、含水率85%以下とする。脱水ケーキは委託して最終処分（埋立）する。

イ 処分業務を行う時間

営業時間 午前8時30分～午後5時30分
 作業時間 午前9時～午後5時（8時間）
 休業日 第2・4土曜日、日曜日、祝祭日、旧盆、年末年始

ウ 社内体制



エ 事務管理体制

役員の〇〇を事務処理の総括責任者とする。

事務実務担当者2名を配置し、業務上の事務手続き（受託・委託契約、マニフェスト処理等）及び行政に対する事務手続き（年報・維持管理報告等）を担当させる。

オ 従業員に対する社内教育体制

産業廃棄物の処理業の許可申請に関する講習会を受講した取締役〇〇に社内教育を担当させる。許可取得までに、産業廃棄物処理担当職員を対象とした産業廃棄物の処理に関する講習会を開催する。

許可取得後は社内教育計画に基づき、定期的（月1回以上）に社内講習会を開催して、廃棄物の適正処理及び場内の安全管理を図る。

カ 維持管理体制及び維持管理計画

別紙のとおり

キ 処理フロー

別紙のとおり

ク 取扱う産業廃棄物の受託体制とチェック体制

別紙のとおり

ケ 処理後の廃棄物の保管

脱水処理後に発生した脱水ケーキは、ホッパに一時的にストックするが、速やかに最終処分場に搬出する。廃棄物の保管は原則的に行わない。

コ 申請中の都道府県・市名

現在〇〇県に収集運搬業の許可申請中です。

従業員数内訳 令和 〇年 〇月 〇日現在

役 員	政令第4条の7 に定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人

6. 環境保全措置

(1) 中間処理施設において講ずる措置

①飛散・流出防止

処理能力及び保管能力を超える廃棄物は受け入れない。

また、処理施設の搬入口は、搬入搬出以外は常に扉を閉めておき、施設内で漏出事故が起きても施設外に流出しないようにする。

②悪臭の防止

悪臭の発生源に防臭剤を散布し、悪臭が発生しないようにするとともに、搬入搬出以外は常に扉を閉めておき、臭気が漏出しないようにする。

施設設置の建物に脱臭装置を設置し臭気を取り除く。

③騒音の防止

脱水処理施設の騒音発生源に防音装置を取り付ける。また、建物全体を遮音するために防音装置を取り付ける。

④振動の防止

特に振動の発生はないが、脱水機の基礎に振動防止ゴムを設置し振動の防止をする。

⑤排水処理（生活環境への対策）

脱水処理施設から発生する排水は、施設内に設置してある水処理施設で処理した後に公共下水道に放流する。

⑥その他（生活環境への対策）

場内及び搬入道路を常に清掃し、清潔に保持に努める。

搬入搬出及び作業時間は午前8時30分から午後5時までとし、時間外の作業及び車両の搬入は行わない。

(2) 保管施設において講ずる措置

脱水処理施設及び脱水処理後の貯留ホッパは、屋内に設置する。脱臭装置を設置し臭気を取り除く。ホッパに貯留している脱水汚泥は、毎日最終処分場に運搬し、脱水ケーキの保管は行わない。

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した種類		
処分後の産業廃棄物の種類	汚泥（含水率８５％以下）	
発生量 （ｔ／月又はｍ³／月）	１６０ｔ／月	
処 理 方 法	自己処理	（処分場所）
	委託処理	（処分業者名）株式会社XXXXXXXX
		（本 社）仙台市太白区XXXXXXXX （所在地）宮城県白石市XXXXXXXXXX
	埋立処分 ・ 海洋投入処分 ・ 中間処理 ・ 売却 中間処理、売却の場合は具体的な方法	
備考 処分の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

事業の開始に伴い新たな資金を必要としない理由

標記のことについて、当社は当地において平成〇年より〇〇業を営んでおり、土地及び建物については既に取得しております。

また、本申請に係る処理設備については、別紙契約書のとおり令和〇年〇月に取得し、既に支払いを完了しておりますので、当申請の許可取得に際し新たな資金を必要といたしません。

令和〇年 〇月 〇日

住 所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
氏 名 株式会社ジギョウゴミ 代表取締役 理才 来
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)